

Harmony – news & topics 2011.12

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：
仙台光のページェント

東日本大震災に伴う

登録免許税の調整割合の運用開始について

登記を申請する際には、原則として登録免許税を納付することとされています。たとえば所有権の移転の登記を申請する場合には、登記申請の時点における不動産の価額（市区町村が管理する固定資産課税台帳に登録された不動産の評価額）を課税標準として、登録免許税額を算出します。

しかし、現在算出されている固定資産課税台帳の評価額は、震災以前の状態を基に計算されたものであり、東日本大震災による被害が考慮に入れられてはおりません。

一方で、被災した市区町村において、すべての不動産を再調査し、評価額を改訂することはすぐにはできないわけでもありません。

そこで、東日本大震災に係る被災者生活支援法が適用された地域に存する不動産につき、登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合について、当該不動産が所在する市区町村が東日本大震災後に固定資産課税台帳の価格を改定するまでの間における特別な措置を講ずることになりました。

具体的に申し上げますと、法務省で公表している「調整割合」（国税庁で公表している「調整率」とは異なります。）を平成23年1月1日現在の固定資産評価額に乗じることによって算出された価格が課税標準とすることになりました。いくつか具体的な調整割合をあげてみます。

仙台市青葉区堤通雨宮町	宅地	0.85
仙台市若林区荒浜	宅地	0.30
石巻市門脇	宅地	0.30
気仙沼市港町	宅地	0.30

などです。

調整割合は地域ごとにかなり細かく分けられています。気になる方は法務省のホームページをご確認ください。

参考 URL

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/cyouseiwariai_index.html

なお、運用開始は12月15日（木）です。

東日本大震災以降、運用開始前までの間にすでに上記のような調整割合が適用される登記を申請した場合で、再計算すると登録免許税を多く取めているような場合には、法務局から随時還付手続きに関する通知があるようです。お心当たりのある方は法務局からの郵便にご注意ください。

詳しく確認したい方は、お問い合わせください。

●法テラスが「震災相談事例 Q&A」を作成（11月26日）

法テラスは、東日本大震災の被災者の法的問題解決支援のため「法テラス・東日本大震災相談事例 Q&A集」を作成しました。これまでに寄せられた173事例について回答・解説をつけたもので、遺産相続、多重債務、被災者支援制度などに関して説明しており、ホームページでもご覧いただくことができます。

〔関連リンク〕
東日本大震災
相談事例 Q&A 集

日本司法支援センター
法テラス



http://www.houterasu.or.jp/houritsu_yougoshoou/yougo_chi/page00_00017.html

pickup!!

年金改革
～民主党年金作業チームの中間報告の主なポイント

年金支給開始年齢 68歳~70歳?! 社会保障費一体改革…連日様々な報道がなされています。これは、6月に政府与党がまとめた『社会保障・税一体改革案』に民主党が中間報告をしたもので、12月25日頃にまとまる一体改革大綱の土台となります。ポイントをまとめました。

項目	検討内容	意見・方向性
パートの厚生年金	週20時間以上働くパートにまで適用を拡大 ※現在は週30時間	激変緩和措置で中小企業には一定期間猶予
年金一元化	会社員の厚生年金と公務員の共済年金の統合	来年度通常国会へ法案提出検討
高所得の高齢者	基礎年金を減額し、低所得者向け加算財源にする	前向きな意見が多い
マクロ経済スライド	デフレ経済下でも支給を削減できるようにする	年金財政全体を考え、必要性は高いとする一方で厳しすぎるという意見もある
物価スライド	過去の物価下落時に引き下げなかった分を減額する	
支給開始年齢	段階的に引き上げる	今回の採択見送り
厚生年金保険料	算定基準を見直し、高所得者の負担を増やす	経済界の抵抗が強いとの意見もある

編集後記：この時期の仙台の風物詩、光のページントが今年も開催され、12月2日～31日まで定禅寺通があたたかな光で彩られています。毎年使用していた電球は、保管していた倉庫が津波の被害に遭い全損した為、今年の開催が危ぶまれたようですが、表参道イルミネーション実行委員会、大館シャイニングストリート実行委員会の方々からのご支援や、全国の皆様のご協力があり実現したそうです。並木の光が昨年よりも柔らかく優しく感じるのは、電球が変わったからだけではなく、遠い街のどこかでそっと被災地の事を思っている人々との見えない絆がここにあるように思います。様々な事がありました2011年もまもなく終わろうとしています。皆様におかれましては、来る年が希望にあふれた年となりますようお祈り申し上げます。今年1年、大変お世話になりました。来年もどうぞよろしく願い申し上げます。

Harmony – news & topics 2011.12

#発行: 2011年12月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

